

# ！飲酒運転根絶！



飲酒運転根絶ロゴマーク

# 宣言店募集します！

飲酒運転の根絶に関する取組を宣言する  
飲食店及び酒類販売店等を登録しています。

飲んだら  
乗るんでない！



飲酒運転根絶アンバサダー  
©やべーべや

対象

**胆振管内の飲食店及び酒類販売店等**

申込

北海道交通安全推進委員会のホームページから、直接ご応募できます。  
(※郵送、FAX又はメールも可)

登録特典1

登録証の  
交付



登録特典2

情報及び  
啓発物品等の提供



登録特典3

北海道交通安全推進委員会、  
北海道のホームページで紹介



## 公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 第二道通ビル6階

TEL:011-221-6666 FAX:011-221-7873 URL:<https://www.slowly.or.jp> E-mail:safety@slowly.or.jp

登録制度の概要は

公益社団法人北海道交通安全推進委員会の  
ホームページに掲載しています。

<https://www.slowly.or.jp>

この取組は、北海道、北海道警察、交通安全関係機関・団体や道内の飲食店業界の皆さんとともに進めています。

## 「飲酒運転根絶宣言飲食店等の登録」届出書

届出日 年 月 日

公益社団法人 北海道交通安全推進委員会 行

該当する届出区分を  
○で囲んでください

登録・変更・抹消・更新

飲酒運転根絶を推進するため、  
次の事項について取組を行うことを宣言します。

【取組んでいた項目を3項目（必須項目を含む）以上とし、☑を付けてください。】

- 事業主及び従業員による飲酒運転を禁止します。【必須】
- 車両運転のおそれがある場合に酒類の提供を拒否します。【必須】
- 飲酒運転根絶に関するポスター・チラシ等を掲示します。
- メニュー、箸袋等に飲酒運転根絶にかかるスローガン等を印刷します。
- 飲酒運転を発見した場合に警察への通報を行います。
- 飲酒運転根絶のための独自の活動を実施します。
- 車両利用の有無を確認し、飲酒運転防止の呼びかけを行います。
- 運転代行業者を紹介します。
- ハンドルキーパーの確認を行います。
- 精算時に運転者の確認を行います。
- 北海道における飲酒運転根絶事業へ参加します。
- その他、お客様に対する働きかけ（下欄にご記入ください）

- 登録内容の変更の場合は、変更箇所がわかるように朱書きで記載願います。
- 抹消の場合は、右上の届出日と太枠を記載し、必ず登録証を添付してください。
- 変更・抹消の場合、登録番号を記入してください。

【登録番号：第 号】

ふりがな	
飲食店名称	
ふりがな	
代表者氏名	〒
所在地	
電話番号	
ホームページ	<input type="checkbox"/> 有（ URL） <input type="checkbox"/> 無

\*以下の記載事項は、ホームページには掲載しません。

担当者氏名	
営業時間	(連絡がとれる時間を教えてください)
担当者 電話・FAX	(電話) (FAX)
メールアドレス	

申込窓口

公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

TEL.011-221-6666 FAX.011-221-7873

Mail: safety@slowly.or.jp https://www.slowly.or.jp